

一時貯留施設等の設置に係る実施計画策定委託費
及び工事費補助金交付要綱

東京都都市整備局

一時貯留施設等の設置に係る実施計画策定委託費及び工事費補助金交付要綱

制定 24 都市基調第 501 号
平成 24 年 9 月 28 日
改定 26 都市基調第 1366 号
平成 27 年 4 月 1 日
改定 29 都市基調第 934 号
平成 30 年 3 月 23 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、局地的集中豪雨による都市型水害対策の一環として、一時貯留施設又は浸透施設（以下「一時貯留施設等」という。）の設置に係る実施計画策定委託費及び工事費について、都がその実施計画策定及び工事に要する経費の一部を補助するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 「一時貯留施設等の設置に係る実施計画策定委託費及び工事費」とは、区市が、総合的に都市型水害に対応していくため、地域特性に応じて独自に一時貯留施設等の設置に資する実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するための委託に係る費用及び一時貯留施設等を設置するための事業に係る工事費のことをいう。
- 二 「協議会」とは、東京都の関係局及び関係区市町村で構成し、東京都内における総合的な治水対策を推進するため、計画策定及び関連事業の推進を行う東京都総合治水対策協議会をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次の各号のいずれかに掛かる区市とする。

- 一 神田川流域
- 二 渋谷川・古川流域
- 三 石神井川流域
- 四 目黒川流域
- 五 呑川流域
- 六 野川流域
- 七 白子川流域
- 八 谷沢川・丸子川流域
- 九 境川流域

(補助の対象とする事業)

第 4 条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 実施計画策定委託
実施計画を策定するための委託をいう。
- 二 一時貯留施設等設置事業
実施計画に基づく、100立方メートル以上の一時貯留施設等を設置するための事業のうち、次に掲げる事業をいう。
 - ア 公共施設の建替計画に基づかない事業
 - イ 公共施設の建替計画に基づくもので、協議会が別に定める単位面積当たりの対策量よりも上積みして対策を講じる事業

(補助金の額)

第 5 条 都が交付する補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

一 実施計画策定委託

予算の範囲内で、委託費の2分の1以内とする。ただし、1件当たり200万円を限度とする。

二 一時貯留施設等設置事業

予算の範囲内で、前条第2号アに掲げる事業については工事費の3分の1以内とする。同号イに掲げる事業については、協議会が別に定める単位面積当たりの対策量よりも上積みして対策を講じる部分の工事費の3分の1以内とする。ただし、対策量1立方メートル当たり3.1万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 区市長は、補助金の交付を受けようとするときは、一時貯留施設等の設置に係る実施計画策定委託費及び工事費補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添付して知事に申請するものとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、一時貯留施設等の設置に係る実施計画策定委託費及び工事費補助金交付申請書及び関係書類の内容を審査し、適当と認められたものについて補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、一時貯留施設等の設置に係る実施計画策定委託費及び工事費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、その交付額その他必要な事項を区市長に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 前条の規定による交付の決定に当たっては、必要な条件を付すものとする。

(承認事項)

第9条 区市長は、補助金の交付の決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、一時貯留施設等の設置に係る実施計画策定委託費及び工事費補助金交付決定額変更申請書（別記第3号様式）を提出し、知事の承認を受けるものとする。

2 区市長は、補助金の交付決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

一 補助対象事業を中止し、又は廃止するとき。

二 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。

三 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(実績報告)

第10条 補助に関わる事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、区市長は、速やかに一時貯留施設等の設置に係る実施計画策定委託及び工事实績報告書（別記第4号様式）に関係書類を添付して知事に提出するものとする。

(補助金の額の決定)

第11条 知事は、実績報告を受けたときは、一時貯留施設等の設置に係る実施計画策定及び工事实績報告書の内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、一時貯留施設等の設置に係る実施計画策定費及び工事費補助金額確定通知書（別記第5号様式）により区市長に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 知事は、補助金の額の確定後、区市長が提出する請求書（別記第6号様式）に基づき、補助金を交付する。

(決定の取消し)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を受けた区市長が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、決定の内容その他必要な事項を区市長に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、交付の決定を受けた区市に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第15条 第13条の規定により知事が補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、交付の決定を受けた区市に対して補助金の返還を命じたときは、当該区市はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 知事が、交付の決定を受けた区市に対し、補助金の返還を命じた場合において、当該区市がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第16条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、当該区市の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第17条 第15条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第18条 区市に対し補助金の返還を命じ、当該区市が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、そのものに対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(その他)

第19条 この要綱の定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成24年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。